

## クーリング・オフについて

- 1 訪問販売や電話勧誘販売、連鎖販売取引（マルチ商法）、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法）で契約してしまった場合、一定要件のもとであれば、消費者から一方的に契約を解除することができます。（特定商取引法9条、24条）
- 2 訪問販売などの場合のクーリング・オフできる要件
  - (1) 特定商取引に関する法律（特定商取引法）で指定された商品・サービス・権利です。乗用車には適用されません。
  - (2) 化粧品・健康食品等の消耗品は未使用分のみです。
  - (3) 代金の総額が3,000円以上です。  
使用すると商品価値がなくなることを、書面で知らされていなかった場合には、使ってしまった後もクーリング・オフが適用されます。  
上記以外でもクーリング・オフができる場合があります。
- 3 クーリング・オフ期間（期間内の消印で通知書を発信すれば、業者に届くのが期間を過ぎていても有効です。）  
書面交付のあった日から起算して
  - (1) 訪問販売 ----- 8日間
  - (2) 電話勧誘販売 ----- 8日間
  - (3) 連鎖販売取引(マルチ商法) ----- 20日間
  - (4) 特定継続的役務提供 ----- 8日間  
(いわゆる エステティックサロン 語学教室 家庭教師派遣 学習塾。)  
クーリング・オフ期間が過ぎても中途解約（中途解約手数料必要）
  - (5) 業務提供誘引販売取引（内職・モニター商法） ----- 20日間
- 4 クーリング・オフの効果
  - (1) 契約を解除しても、損害賠償金や違約金を支払う必要はありません。
  - (2) 支払済みの現金は、全額返金されます。
  - (3) 商品を受け取っている場合は、商品を引き取ってもらえます。
- 5 除外規定（特定商取引法26条）  
一般の店舗販売及び通信販売には、クーリング・オフ制度は適用されません。
- 6 その他  
詳しいことについては、県民安全相談センター、警察署、秋田県生活センターにお問い合わせください。

### クーリング・オフの文例

法律によるクーリング・オフは、必ず書面で行なう。  
内容証明郵便か葉書を簡易書留で郵送。

#### ハガキ（簡易書留）の例

<div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 30px; margin-bottom: 10px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">切手</div> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">住所</div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">       株式会社        代表者様     </div> <div style="font-size: small; margin-top: 20px;">       * 簡易書留で出す        * 両面をコピーしておく     </div>	<div style="text-align: right; margin-right: 20px;">通知書</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;">       契約申込        平成 年 月 日     </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;">       販売会社        株式会社     </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;">       販売員名        株式会社     </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;">       商品名     </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 20px;">       引取        平成 年 月 日     </div> <div style="text-align: center;">       右記日付の契約申込を解除します        引取った支払いの約の申込みの返金し商品す     </div>
---	--